上市町ハンドル形電動車いす購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上市町補助金等交付規則(平成2年上市町規則第2号。以下「規則」という。)第 21条の規定に基づき、上市町ハンドル形電動車いす購入費補助金(以下「補助金」という。)の交付 に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 町長は、自動車免許返納者等の者が外出する際の利便性の向上と、自立した生活を営むことができる社会の構築を図ることを目的として、ハンドル形電動車いすの購入に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付の対象となる者は、町内に住所を有する歩行等困難者であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。
 - (1) 自動車運転免許証を所持していない者又は自動車運転免許証を自主返納した者
 - (2) 町税に滞納のない者
 - (3) 介護保険の認定を受けていない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、日本工業規格(JIS) T9208 に該当するハンドル形電動車いす(付属品を除く。)の購入(町内の販売店での購入に限る。)に要する経費とする。

(補助金の額等)

- 第5条 補助金の額は、補助対象経費に5分の1を乗じて得た額(この額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)以内とし、50,000円を限度とする。
- 2 補助金の交付は、ハンドル形電動車いすの利用者1人につき1台限りとする。 (交付申請)
- 第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、上市町ハンドル形電動車いす 購入費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。
 - (1) 町内の販売店が発行した見積書の写し
 - (2) 日本工業規格(JIS) T9208に該当するハンドル形電動車いすであることがわかる書類の写し
 - (3) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

- 第7条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定する。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定するときは、上市町ハンドル形電動車いす購入費補助金(交付・不交付)決定通知書(様式第2号)により、当該申請をした者に通知するものとする。
- 3 町長は、第1項の規定により補助金の不交付を決定するときは、上市町ハンドル形電動車いす購入 費補助金(交付・不交付)決定通知書(様式第2号)により、不交付の理由を付して当該申請をした 者に通知するものとする。

(交付の条件)

- 第8条 規則第5条第1項に規定する補助事業等の遂行について必要と認められる事項とは、次に掲げる事項とする。
 - (1) 取扱説明書等に基づき適正に管理すること。
 - (2) 補助金の交付の目的に反した使用、貸付等を行わないこと。
 - (3) 売買契約締結日から起算して5年間は、譲渡、交換、売却、廃棄等の処分を行わないこと。
 - (4) ハンドル形電動車いすの破損若しくは故障又は使用による事故について、町が一切の責任を負わないことについて了承すること。

(補助金の実績報告等)

- 第9条 第7条第2項の規定による交付決定の通知を受けた者は、当該ハンドル形電動車いすを購入したときは、上市町ハンドル形電動車いす購入費補助金報告書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添付して、町長に報告するものとする。
 - (1) 領収書の写し
 - (2) 損害保険の加入状況が分かる書類の写し
 - (3) 振込先の通帳の写し
- 2 町長は、前項の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確 定し、速やかに当該報告をした者に通知し、及び補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第10条 町長は、補助金を受けた者に対し、第8条に規定するもののほか偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた事実が明らかになったときは、交付の決定を取消し、当該補助金の全部又は一部を請求することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。